

国民年金よりお知らせ!!!

「社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書」が発行されます

～～年末調整・確定申告まで大切に保管を!～～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

国民健康保険料

納付確認書の発行について

国民健康保険ご加入の世帯主に、納付もしくは口座振替された国民健康保険料（普通徴収分）の合計額をお知らせする納付確認書（圧着ハガキ）を11月下旬までに郵送します。

年末調整や確定申告にご活用ください。